

# E i w a N e w s

平成 26 年度税制改正

平成 26 年 4 月  
( No. 105 )

平成 26 年 3 月 20 日に、平成 26 年度税制改正に関する法案「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方法人税法案」が国会で可決・成立いたしました。

本誌 No. 101 及び No. 102 において平成 26 年度税制改正案をご紹介しますが、法案成立を受けて、そのうち法人税に関する重要事項を、改めてご紹介いたします。

## [ 1 ] 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

東日本大震災からの復興のための必要な財源確保として、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に最初に開始する事業年度開始の日から 3 年間課税されることとされていましたが、2 年間とすることとなりました。

また、法人が利子及び配当等につき課される復興特別所得税の額は、これまでは復興特別法人税からのみ控除することとされていましたが、今回の改正に伴い、復興特別法人税の課税事業年度後の事業年度については所得税の額とみなすこととし、法人税の額から控除することになります。

## [ 2 ] 生産性向上設備投資促進税制

青色申告法人が、産業競争力強化法施行日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たす先端設備、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備等の取得等をし、国内において事業の用に供した場合には、特別償却又は特別税額控除の適用ができることとなりました。

なお、先端設備とは次の(1)～(3)のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 最新モデルであること
- (2) 旧モデル（取得資産の一世代前モデル）と比較して、生産性が年平均 1%以上向上するものであること（ソフトウェアは除く）
- (3) 取得価額が次の金額以上であること

設備種類	取得価額
機械装置	160万円以上
工具器具備品	120万円以上 (単品30万円以上である資産の 合計を含む)
建物	120万円以上
建物付属設備	120万円以上 (単品60万円以上である資産の 合計を含む)
ソフトウェア	70万円以上 (単品30万円以上である資産の 合計を含む)

特別償却額、税額控除額は以下のとおりとなります。

	平成26年1月20日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成29年3月31日
機械装置など	即時償却又は5%税額控除	50%特別償却又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は3%税額控除	25%特別償却又は2%税額控除

なお、平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度において、本制度適用対象設備等の取得等をし、事業の用に供した場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において特別償却又は税額控除ができます。

### [ 3 ] 交際費等の損金不算入制度の見直し

平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の 50%相当額まで損金の額に算入できることとなりました。

これにより、資本金が 1 億円以下の中小法人については、上記と中小法人に係る損金算入の特例（支出交際費等の 800 万円まで損金算入）との選択適用となります。

なお、50%損金算入の対象となる接待飲食費は従来からの 5,000 円基準の飲食費と同様であり、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費は現行どおり領収書等を保存する場合は交際費等から除くとされています。

したがって、飲食費のうち 5,000 円基準の適用対象外となった飲食費の 50%相当額が損金の額に算入されます。

ただし、5,000 円基準を適用しない場合には、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費も交際費等に該当する飲食費となりますので、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費を含めた総額の 50%相当額が損金の額に算入されます。

#### 交際費の定額控除と50%損金算入の比較

(単位:万円)

飲食費以外の交際費 A	飲食費の総額 B	Bのうち 5,000円基準 適用額 C	損金算入額 (定額控除) $A+(B-C)+C$ ※下線部の 800万円まで	損金算入額 (50%損金算入) $(B-C) \times 50\%$ +C
500	1,000	500	1,300	750
500	1,000	0	800	500
1,000	2,000	0	800	1,000
1,000	2,000	500	1,300	1,250

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく  
お願いいたします。